



- 1日(火): 火曜体操会、
はつらつ運動教室(グループ①)
- 2日(水): 通所型サービスC(松田地区)
- 4日(金): ひまわり健康教室(介護予防サークル)
- 10日(木): ハッピー神山(認知症予防サークル)
- 14日(月): フレッシュ町屋(認知症予防サークル)
- 18日(金): ひまわり健康教室(介護予防サークル)
- 24日(木): ハッピー神山(認知症予防サークル)
- 25日(金): ひまわり会(認知症予防サークル)
- 28日(月): 通所型サービスC(寄地区)
フレッシュ町屋(認知症予防サークル)
- 29日(火): 火曜体操会、
はつらつ運動教室(グループ②)
- 30日(水): 通所型サービスC(松田地区)

児童扶養手当・ 特別児童扶養手当のお知らせ

☎ 子育て健康課 子育て支援係 ☎(84)5544
※事前に電話での来庁予約をお願いします

現在手当を受けている方(支給停止者含む)は、次の届け出が必要です。

【児童扶養手当制度】

「ひとり親世帯」などの児童を支援するため、18歳までの児童(障がいがある場合は20歳未満)を養育する方は手当を請求することができます(所得制限あり)。

● 現況届の提出期間

8月1日(火)～
31日(木)



【特別児童扶養手当】

精神または身体に政令で定める中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育する方は、手当を請求することができます(所得制限あり)。

● 手当額(令和5年4月～)

- 1級: 対象児童1人につき月額53700円
 - 2級: 対象児童1人につき月額35760円
- ※障がいの程度は、提出していただく診断書などにより、総合的に判断されます

● 所得状況届の提出期間

8月10日(木)～9月11日(月)



● 手当額(令和5年4月から) ※所得に応じて決定されます

区分	全部支給	一部支給
児童1人のとき	月額44,140円	月額44,130円から10,410円
児童2人のとき	月額54,560円	月額54,540円から15,620円
児童3人以上のとき	(児童2人のときの額に)3人目から児童1人増すごとに、最大6,250円加算	



未来のために、いま選ぼう。



Q&A

☎ 環境上下水道課 環境公園係
☎(83)1227

Q 資源ごみのみ出しルールを順守しているが、黄色の違反シールが貼られていないごみが集積所に残っている場合があります。その場合、どうしたらいいですか。

A 資源ごみは、容器包装プラスチック、ペットボトル、古紙類などの分類ごとに収集する車異なります。集積所における各分類の袋の混合により回収対象のごみが埋もれてしまい、収集担当者が見つけられず、残留していることが考えられます。収集担当者が漏れなく収集できるよう、できる限り資源ごみの分類ごとに場所を分けて出してください。

また、松田町創生推進拠点施設(suprapo)において、24時間利用できる、ペットボトル、容器包装プラスチックの回収点を設置しています。ぜひご利用ください。

